

三条市監査委員告示第2号

公の施設の指定管理者監査結果に関する報告の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、公の施設の指定管理者監査を実施したので、本書のとおり同法同条第9項の規定によりその結果を公表します。

平成31年1月29日

三条市監査委員 大久保 秀男

三条市監査委員 捧 厚 雄

三条市監査委員 森 山 昭

記

- |            |   |   |
|------------|---|---|
| 1 監査の対象    | 「平成30年度公の施設の指定管理者監査報告書(し<br>らさぎ荘、農業体験交流センター)」のとおり |   |
| 2 監査の対象施設等 | 同   | 上 |
| 3 監査の期間    | 同   | 上 |
| 4 監査の方法    | 同   | 上 |
| 5 監査の着眼点   | 同   | 上 |
| 6 監査の結果    | 同   | 上 |
| 7 ま と め    | 同   | 上 |

平成 30 年度 公の施設の指定管理者監査報告書  
(しらさぎ荘、農業体験交流センター)

第 1 監査の概要

1 監査の対象

指定管理者監査未実施の指定管理者及び所管課の平成29年度、平成30年度（8月末まで）に執行された施設の管理に係る出納その他の事務を監査対象とする。

2 監査の対象施設等

指定管理施設名	指定管理者	所管課
しらさぎ荘	株式会社関越サービス 代表取締役 小川 明彦	市民部 地域経営課
農業体験交流センター	サンファーム運営グループ 代表者 株式会社丸富 代表取締役 柴山 昌彦	経済部 農林課

3 監査期間 平成30年9月3日から平成31年1月29日まで

4 監査実施委員 大久保 秀 男  
捧 厚 雄  
森 山 昭

5 監査の方法

指定管理者及びその所管課から事前に提出された資料及び関係書類等について、次項の監査の着眼点に基づき書類等を審査するとともに、施設に出向き、指定管理者等関係者から説明を聴取した。

6 監査の着眼点

(1) 所管課の監査

- ア 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- イ 協定書の締結は適正で、必要事項が適正に記載されているか。
- ウ 経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- エ 事業報告書の点検は適切になされているか。
- オ 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し又は指示を行っているか。

(2) 指定管理者の監査

- ア 施設は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。
- イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ウ 収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- エ 備品の管理は適切に行われているか。
- オ 施設の管理規程・経理規程等の諸規程は整備されているか。

## 第2 団体及び施設の概要

### 1 株式会社関越サービス

しらさぎ荘は、平成19年12月に開館し、当初から指定管理者施設として運営してきた。平成29年度から平成33年度までの公募による選定において、株式会社関越サービスが指定管理者に選定された。

株式会社関越サービスは、他市においても複数施設の指定管理者として指定を受け、平成27年度から指定されている新潟市の温泉健康センター花の湯館の運営取組により、同業種施設とのニーズ比較を行い、楽しく遊べるイベントの企画・実施や積極的な情報発信などを行い、入館者数のV字回復を成し遂げ、「やろてば新潟」指定管理者部門で最優秀賞を受賞した。

指定管理者及び施設の概要は表1、収支状況は表2のとおりである。

表1 しらさぎ荘に係る指定管理者及び施設の概要

団体の概要 (応募時)	株式会社関越サービス 1 設立年月日 昭和54年10月11日 2 役員5人、正社員52人、パート社員245人 3 所在地 新潟市西蒲区巻甲5465番地4 4 主な事業 (1) 各種建築物等の清掃並びに管理業務 (2) 一般廃棄物、産業廃棄物の収集及び運搬業務 (3) 指定管理者制度に基づく公共施設の維持管理、運営に関する業務など 5 指定管理運営施設 花の湯館(新潟市秋葉区)ほか		
設置目的	市民の憩いの場を提供するとともに、地域間及び世代間の交流を促進し、市民の融和を図ることを目的とする。		
所在地	三条市矢田888番地		
内容 (主なもの)	敷地面積 13,533.37㎡ 建築構造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造、三階建 延床面積 1,228.94㎡ 主な諸室 和室4室、多目的研修室、天文ホール、大広間、浴室2ほか		
開館時間	午前9時から午後9時まで		
休館日	12月31日、毎月第2木曜日(祝日の場合は翌日休館)		
指定期間	平成29年4月1日から平成34年3月31日まで		
選定方法	公募		
設置年月日	平成19年12月7日		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用人数	74,368人	78,866人	36,790人
指定管理料	38,528,000円	37,073,000円	36,770,000円

(注) 平成30年度の利用人数は8月末現在、指定管理料は当初額を示す。

なお、平成28年度の指定管理者は他団体である。

表2 収支状況

## 1 管理事業

(単位：円)

項目	平成 29 年度			平成 30 年度
	予算額	決算額	決算－予算	予算額
収入	68,091,197	66,887,292	△ 1,203,905	68,294,119
指定管理料	37,073,000	37,073,000	0	36,770,000
入館収入	27,406,163	24,439,400	△ 2,966,763	25,953,015
貸室収入	0	1,288,000	1,288,000	1,231,099
その他収入	3,612,034	4,086,892	474,858	4,340,005
支出	66,166,800	69,021,401	2,854,601	71,115,284
人件費	25,694,316	24,799,577	△ 894,739	25,835,417
光熱水費	11,554,427	12,606,788	1,052,361	13,008,895
施設設備保守点検費	5,193,126	5,627,806	434,680	5,770,686
宣伝広告費	1,185,000	1,531,109	346,109	800,000
保険料	240,000	161,260	△ 78,740	161,260
事務費	1,071,766	967,578	△ 104,188	949,448
使用料(清掃器具、NHK)	140,000	104,304	△ 35,696	220,512
タオル等仕入れ	67,000	82,942	15,942	88,078
公租公課	12,285,326	10,668,900	△ 1,616,426	11,623,946
本社管理諸経費	2,160,000	3,830,000	1,670,000	3,840,000
改装費用分割	3,000,000	3,300,000	△ 300,000	3,300,000
その他支出	2,075,839	3,068,403	992,564	3,317,042
修繕費	1,000,000	1,766,471	766,471	1,700,000
地域間交流事業費	500,000	506,263	6,263	500,000
収入－支出	1,924,397	△ 2,134,109	△ 4,058,506	△ 2,821,165

## 2 自主事業

(単位：円)

項 目	平成 29 年度			平成 30 年度
	予算額	決算額	決算－予算	予算額
収入	1,080,000	10,913,430	9,833,430	14,600,000
食堂売上	1,080,000	10,881,830	9,801,830	14,600,000
その他収入	0	31,600	31,600	0
支出	4,106,891	9,182,891	5,076,000	11,715,287
食堂仕入れ	0	5,764,276	5,764,276	7,733,848
売店仕入れ	2,294,891	2,415,820	120,929	2,565,439
図書費	960,000	490,959	△ 469,041	756,000
自主事業経費	600,000	511,836	△ 88,164	660,000
自動販売機電気料相当額	252,000	0	△ 252,000	0
収入－支出	△ 3,026,891	1,730,539	4,757,430	2,884,713

## 3 総計（管理事業と自主事業の計）

(単位：円)

項 目	平成 29 年度			平成 30 年度
	予算額	決算額	決算－予算	予算額
収入	69,171,197	77,800,722	8,629,525	82,894,119
支出	70,273,691	78,204,292	7,930,601	82,830,571
収入－支出	△ 1,102,494	△ 403,570	698,924	63,548

表3 しらさぎ荘利用状況

年間入館者数の推移

年 度	入館者数	対前年比	指定管理者
平成19年度	31,849人		他団体
平成20年度	86,529人		
平成21年度	80,788人	93.4%	
平成22年度	83,328人	103.1%	
平成23年度	83,581人	100.3%	
平成24年度	78,558人	94.0%	
平成25年度	77,852人	99.1%	
平成26年度	74,551人	95.8%	
平成27年度	78,641人	105.5%	
平成28年度	74,368人	94.6%	
平成29年度	78,866人	106.0%	(株)関越サービス

## 2 サンファーム運営グループ

農業体験交流センターは、平成8年4月に開館し、平成21年度から指定管理者制度による管理を行っている。サンファーム運営グループは、公募により、平成26年度から平成30年度まで指定管理者に選定されている。サンファーム運営グループは、3者で構成する共同企業体であり、代表の株式会社丸富は、当該施設のほか総合運動公園市民球場など複数施設の指定管理者として指定されている。

指定管理者及び施設の概要は表4、収支状況は表5のとおりである。

表4 農業体験交流センターに係る指定管理者及び施設の概要

<p>団体の概要 (応募時)</p>	<p>サンファーム運営グループ（共同企業体） 〔構成団体1（代表）〕 株式会社丸富 1 設立年月日 昭和10年3月10日（法人登記 平成8年6月5日） 2 役員・雇用人数 役員 4人 正職員 16人 臨時及びパート職員 13人 3 所在地 三条市若宮新田697番地1 4 主な事業 (1) 農業機械の販売・整備 (2) 農業用プラントの設計・施工・管理・請負 (3) 農薬・肥料・農業資材の販売 (4) 造園・緑化・土木工事の企画・設計・施工 (5) スポーツ施設の設計・施工 (6) 指定管理者業務 〔構成団体2〕 環境をサポートする株式会社きらめき 1 設立年月日 昭和38年12月23日 2 役員・雇用人数 正職員 296人 臨時及びパート職員 682人 3 所在地 新潟市中央区東堀前通6番町1061番地 4 主な事業 (1) トータルビルメンテナンス（設備運転点検管理、警備、清掃、電話交換受付案内）技術の開発及びサービスの提供 (2) 院内業務委託・支援サービス（中央材料滅菌業務、患者給食業務、清潔エリアナースサポート業務、清拭消毒業務、院内物品管理業務）の開発及び提供 (3) 指定管理者の管理運営・マンション管理運営・ビル経営の代行及びコンサルタント (4) ホテルの客室整備・建築物衛生法、事務所衛生規則による各種測定・点検</p>
------------------------	--

団体の概要 (応募時)	〔構成団体3〕 特定非営利活動法人NPOさんじょう 1 設立年月日 平成21年3月25日(法人登記 平成22年4月1日) 2 役員・雇用人数 役員 10人 正職員 9人 臨時及びパート職員 2人 3 所在地 三条市旭町二丁目6番11号 4 主な事業 (1) 三条市市民活動支援センター運營業務 (2) 三条市グリーンスポーツセンター及び大崎山公園テニスコート指定管理者業務 (3) 文科省事業「教員の資質能力向上に係る先導的取組支援事業」 (4) 平成25年度新潟県「地域支え合い体制づくり事業」 (5) 平成25年度「地域自殺対策緊急強化事業」		
設置目的	市民が農業体験及び農業者とのふれあい交流を通じて農業に対する理解を深めるとともに、農業関係者等に研修の場を提供することによりその資質の向上を図ることを目的とする。		
所在地	三条市西大崎一丁目6番76号		
内容 (主なもの)	敷地面積 14,061.21㎡ 研修施設 鉄骨造平屋建 延床面積 994.26㎡ 主な諸室 多目的交流研修室、研修兼視聴覚室、農産加工体験室ほか 市民ふれあい農園(市民農園、体験農園、薬用植物農園、オーナー農園)		
開館時間	午前9時から午後10時まで		
休館日	1 毎週月曜日(ただし、月曜日が祝日及び振り替えた日が休日に当たる場合は、その翌日とする。) 2 12月29日から翌年1月3日まで		
指定期間	平成26年4月1日から平成31年3月31日まで		
選定方法	公募		
設置年月日	平成8年4月1日		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用人数	23,924人	23,384人	13,638人
指定管理料	11,387,000円	11,387,000円	11,387,000円

(注) 平成30年度の利用人数は8月末現在、指定管理料は当初額を示す。

表5 収支状況

## 1 管理事業

(単位：円)

項目	平成29年度			平成30年度
	予算額	決算額	決算－予算	予算額
収入	18,717,000	17,907,187	△ 809,813	17,897,000
指定管理料	11,387,000	11,387,000	0	11,387,000
利用料金収入	5,500,000	4,996,540	△ 503,460	5,000,000
事業実費徴収金	1,470,000	1,444,273	△ 25,727	1,400,000
生産物販売	310,000	72,200	△ 237,800	100,000
雑費	50,000	7,174	△ 42,826	10,000
支出	18,717,000	17,937,670	△ 779,330	17,897,000
人件費	7,400,000	7,071,624	△ 328,376	7,050,000
消耗品費	800,000	1,425,576	625,576	800,000
加工材料費	850,000	328,777	△ 521,223	850,000
印刷製本費	50,000	0	△ 50,000	50,000
燃料費	50,000	68,462	18,462	50,000
光熱水費	3,200,000	3,296,118	96,118	3,200,000
通信運搬費	210,000	200,979	△ 9,021	210,000
手数料	230,000	307,894	77,894	230,000
委託料	3,750,000	3,430,608	△ 319,392	3,300,000
施設保守管理	1,150,000	1,269,324	119,324	1,150,000
清掃	1,050,000	1,045,440	△ 4,560	1,050,000
夜間受付業務ほか	1,050,000	950,820	△ 99,180	800,000
農園作業委託	500,000	165,024	△ 334,976	300,000
借上料	100,000	159,920	59,920	100,000
原材料費	80,000	51,591	△ 28,409	80,000
修繕費	250,000	8,297	△ 241,703	250,000
HP関係費	50,000	30,000	△ 20,000	50,000
その他(謝礼金等)	220,000	192,624	△ 27,376	220,000
保険料	30,000	30,000	0	30,000
事務管理費	720,000	720,000	0	720,000
公課費	627,000	565,200	△ 61,800	607,000
共通管理費	100,000	50,000	△ 50,000	100,000
収入－支出	0	△ 30,483	△ 30,483	0

## 2 自主事業

(単位：円)

項 目	平成 29 年度			平成 30 年度
	予算額	決算額	決算－予算	予算額
収入	380,000	294,824	△ 85,176	250,000
資材販売、イベント等	380,000	294,760	△ 85,176	250,000
受取利息	0	64	64	—
支出	330,000	245,931	△ 84,069	200,000
資材仕入、イベント等	180,000	245,931	65,931	200,000
収入－支出	50,000	48,893	△ 1,107	50,000

## 3 総計（管理事業と自主事業の計）

(単位：円)

項 目	平成 29 年度			平成 30 年度
	予算額	決算額	決算－予算	予算額
収入	19,097,000	18,202,011	△ 894,989	18,147,000
支出	19,047,000	18,183,601	△ 863,399	18,097,000
収入－支出	50,000	18,410	△ 31,590	50,000

### 第3 監査結果

監査の結果、おおむね適正であると認められるが、一部改善を要する事項が見受けられたので、監査対象とした施設別に監査概要と併せ着眼点別に記述する。

#### 【共通事項】

所管課においては、施設の管理に関する基本協定書に定める管理物品について、備品台帳(備品一覧表)の未添付及び管理備品の区分と基本協定書の内容が一致していないものが見受けられた。

一方、指定管理者においては、基本協定書、管理運営業務仕様書等で定める報告業務等書類の提出遅れや報告事項漏れ等の事務処理の誤りが見受けられた。

#### 【しらさぎ荘に関する事項】

##### 1 概 要

- (1) 「三条市しらさぎ荘の管理に関する基本協定書」(以下しらさぎ荘に関する事項の項において「基本協定書」という。)に、備品台帳(備品一覧表)が添付されていなかった。
- (2) 指定管理者から提出される事業報告書及び事業計画書・収支予算書が、期限内に提出されていなかった。

- (3) 平成29年度の入館者数が前年度に比べ106%と増加したが、駐車できず帰られる利用者もいたため、駐車場不足が懸念される。

## 2 着眼点別監査概要

### (1) 所管課の監査

#### ア 指定管理者の指定

指定管理者の指定については、指定管理者公募手続要領により決定し、「指定管理者制度の導入等に関する指針」に基づく事務処理がなされていた。

#### イ 協定書の締結、必要事項の記載

基本協定書について、前述の1概要(1)のとおり、市が購入した備品として「別添『しらすぎ荘備品台帳』のとおり」と記載されているが、備品台帳(備品一覧表)が添付されていなかった。

指定管理料は、平成29年度37,073,000円、平成30年度36,770,000円となっている。

#### ウ 経費の算定、支出の方法等

経費の算定等については、特に誤りはなかった。

#### エ 事業報告書の点検

事業報告書は、基本協定書第15条で毎年度終了後30日以内に提出することとしているが、前述の1概要(2)のとおり、平成29年度事業報告書は、平成30年5月17日の提出となっていた。

#### オ 適時かつ適切な報告と指示

前述の1概要(2)のとおり、平成29年度事業報告書、平成30年度事業計画書・収支予算書が期限内に提出されていないため、適時、適切な指示、監督が必要である。

### (2) 指定管理者の監査

#### ア 関係法令に基づく施設の管理

施設での説明聴取及び関係書類の確認を行ったところ、関係法令の定めるところにより適切に管理されている。

#### イ 協定等に基づく義務の履行

前述の所管課の監査オのとおり、平成29年度事業報告書、平成30年度事業計画書・収支予算書が期限内に提出されていなかった。また、条例施行規則で定める使用許可申請書、減免申請書等について、市に報告なく変更し、利用している。

#### ウ 収支会計経理事務

収支会計経理については、適正に処理されている。

## エ 備品の適切な管理

備品の管理については、適切に行われている。

## オ 規程、マニュアル等の整備

火災や地震等の対応マニュアルとして温浴事業部新任研修テキストを作成し、毎年4月休館日に研修、訓練を実施している。

## 【農業体験交流センターに関する事項】

### 1 概要

- (1) 「三条市農業体験交流センターの管理に関する基本協定書」（以下農業体験交流センターに関する事項の項において「基本協定書」という。）の締結はされていたが、締結を伺う起案を行っていなかった。
- (2) 基本協定書第5条に定める「別紙1管理物件」は、「1管理施設」に含めるべきものの一部を「(1)備品等(設備)」と記載し、「(1)備品等(I種)」とするべきものを、「(2)備品等」と記載していた。  
また、備品整理簿に、品名の詳細や購入年月日、金額の記載がなかった。
- (3) 「三条市農業体験交流センター管理運営業務仕様書」（以下農業体験交流センターに関する事項の項において「仕様書」という。）で定める事務報告書の提出について、管理運営状況を毎月及び毎年度終了後に報告することとしているが、一部の業務について未提出の月があった。
- (4) 仕様書で定める危機管理対応マニュアルの未作成及び訓練を実施していない。

### 2 着眼点別監査概要

#### (1) 所管課の監査

##### ア 指定管理者の指定

指定管理者の指定については、指定管理者公募手続要領により決定し、「指定管理者制度の導入等に関する指針」に基づく事務処理がなされていた。

##### イ 協定書の締結、必要事項の記載

前述の1概要(1)のとおり、基本協定書の締結はされていたが、締結を伺う起案を行っていなかった。

また、前述の1概要(2)のとおり、基本協定書第5条に定める「別紙1管理物件」は、「1管理施設」に含めるべきものの一部を「(1)備品等(設備)」と記載し、「(1)備品等(I種)」とするべきものを、「(2)備品等」と記載していた。

三条市農業体験交流センターの管理に関する年度協定書に記載された、施設の基本協定締結日が誤っていた。

指定管理料は、平成29年度及び平成30年度のいずれも11,387,000円となっている。

#### ウ 経費の算定、支出の方法等

経費の算定等については、特に誤りはなかったが、支払事務において、債権者名が共同企業体名ではなく、代表企業者名となっていた。

#### エ 事業報告書の点検

事業報告書は、基本協定書第15条で毎年度終了後30日以内に提出することとしており、平成29年度事業報告書は、平成30年4月27日に提出されていた。

#### オ 適時かつ適切な報告と指示

前述の1概要(3)のとおり、仕様書〔業務内容〕4(2)で定める管理運営状況の毎月の報告について、(ウ)使用料の収入状況報告が提出されていない月があったため、基本協定書及び仕様書に沿った適切な事務処理の確認・指導を行う必要がある。

### (2) 指定管理者の監査

#### ア 関係法令に基づく施設の管理

施設での説明聴取及び関係書類の確認を行ったところ、関係法令の定めるところにより適切に管理されている。

#### イ 協定等に基づく義務の履行

前述の所管課の監査オのとおり、仕様書〔業務内容〕4(2)で定める管理運営状況の毎月の報告について、(ウ)使用料の収入状況報告を提出していない月があったため、基本協定書及び仕様書に沿った適切な事務処理が必要である。

#### ウ 収支会計経理事務

収支会計経理については、独立した口座、帳簿に記載し、適正に処理されている。

#### エ 備品の適切な管理

備品管理では、前述の1概要(2)のとおり、平成29年6月に購入した備品(I種)のうち、「パラソル1基、テーブル1脚、屋外大型ベンチ1脚、フォームチェア2脚」は、備品整理簿にそれぞれ個別に品名や購入年月日、金額を記載するべきものであるが、「休憩スペース一式」と記載されていた。管理物件の把握と管理は、指定管理を行う場合の重要な項目であるため、今後、適切な管理を願いたい。

#### オ 規程、マニュアル等の整備

前述の1概要(4)のとおり、仕様書〔基本的事項〕10(4)で定める危機管理対応マニュアルが整備されていないため、マニュアルの作成及び訓練の実施が必要である。

## 第4 まとめ

今回監査の対象とした2施設は、平成26年度及び平成29年度に新たに指定管理者に指定されたため監査を行ったものである。

所管課においては、指定管理者制度の導入等に関する指針等に基づいて事務処理を行っていたが、指定管理者と施設の管理に関する基本協定書の締結を伺う起案を行っていないなど、事務処理において一部不適切な事例があった。また、仕様書で定める危機管理対応マニュアルを整備していないことを確認していなかった。

一方、指定管理者においては、市へ提出する書類の遅れや報告事項の一部未報告が見受けられた。また、危機管理対応マニュアルの未整備があった。災害等発生時は、利用者の安全を確保することが最重要事項であるため、マニュアルを整備及び改良し、対応訓練を実施していただきたい。

しらさぎ荘の指定管理者は、毎月、魅力会議等を開催し、お客様に喜んでもらえる施設になるよう検討している。地域間交流事業では、年間を通じてヨガ教室、ものづくりイベント等を開催し、地域間・世代間コミュニティの促進となっており、自主事業についても、食堂運営や楽しめるイベント等を実施している。

一方、農業体験交流センターの指定管理者は、農業の理解を深めるために各種講座や講演会を開催し、平成30年度には新たな取組として収穫祭を開催した。また、農園の空き区画を利用した農業体験を通して農業の楽しさを広めるなど、施設の利用促進のため様々な企画に取り組んでいる。

いずれの指定管理者も、設置目的のための事業や自主事業を実施するなど様々なアイデアや工夫により、利用者や入館者を増加させるなどの結果が表れていることは、十分評価することができる。

所管課は、施設の管理運営に係る最終的な責任は市に帰属するということを十分に認識し、指定管理者と定期的に意見交換を実施し、基本協定書や業務仕様書等の内容と実際の運営状況を確認し、相違ある場合は確実に指定管理者に対して指導、監督を行っていただきたい。

最後に、今後とも民間の活力やアイデアを最大限に活用した施設運営や、利用者、入館者にとって安心で安全な施設となるよう期待するものである。